

なわて事業者チャレンジ支援制度Q&A

更新日:令和5(2023年)6月19日

■用語の定義に関すること

質問	回答
既存事業者とは？	四條畷市内を主に営業を営んでおり、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)または開業届に記載されている開業日の属する年度以降、営業を継続しているものを既存事業者として考えます。
新規創業者とは？	新規創業者とは、一般的に営業活動を行う前の準備状態にある者を言いますが、本制度では、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)または開業届の写しを「実績報告書提出時」に提出できる者と定義し、提出された履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)または開業届に記載されている開業日の属する年度に開業したとして考えます。 このことから、実際に営業活動を開始していたとしても、新規創業者として申請を行うことは可能ですが、交付決定前に着手(購入等)したものについては対象外となります。
中小企業基本法上の「会社」とは？	会社法上の「会社」を指し、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社又は合同会社のことをいいます。

■各補助金・補助対象期間に関すること

質問	回答
既存事業者が申請可能な補助金は？	①設備導入支援補助金、②販路開拓支援補助金、③事業計画策定支援補助金の3種類となります。
新規事業者が申請可能な補助金は？	④新規創業改修等支援補助金、⑤創業支援補助金、⑥事業計画策定支援補助金の3種類となります。
①設備導入支援補助金の概要	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画を策定し、それに基づき職場環境の改善または経営改善に資するために導入する設備で、固定資産税(償却資産)の申告が必要な備品などの購入費に対して助成を行うものです。その他、ソフトウェアの導入なども対象となりますが、詳細は交付要領を参照してください。 補助率は1/2、補助上限額は1,000万円ですが、省エネ対策設備、再エネ発電設備、先端設備等導入計画に基づくも設備、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合や申請事業者において働き方改革に対する取組みを実施する場合、補助率を最大4/5まで引き上げします。
②販路開拓支援補助金の概要	商品展示会等への出店に要する経費や、自社製品や商品のPR素材(HP、動画、パンフレットなど)の作成に要する経費に対して助成を行うものです。 展示会等への出店については、補助率1/2、補助上限額20万円、PR素材の作成については補助率10/10、補助上限額10万円です。

③⑥事業計画策定支援の概要	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用し、経営改善に向けた事業計画の策定に係る費用に対して助成を行うもので、①設備導入支援補助金及び④新規創業改修等支援補助金の申請条件のひとつとなっている事業計画の策定にも併用して交付を受けることができます。 補助率は10/10、補助上限額は10万円です。
④新規創業改修等支援補助金の概要	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画を策定し、かつ四條畷市商工会が実施する特定創業支援等事業を受けた後、その事実について市の認定を受けた新規創業者が、開業に向けた店舗の内装や外装の工事に要する費用について助成を行うものです。 改修等に係る費用に対する助成のため、店舗に備え付けでない備品(例:机など)は補助対象外となります。 補助率3/4、補助上限額200万円です。
商工会の実施する特定創業支援等事業とは何か？	産業競争力強化法に基づき市が国から認定を受けた「四條畷市創業支援等事業計画」に基づき、四條畷市商工会が新規創業者に対して行う「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」についての個別相談事業のことを指します。
⑤創業支援補助金の概要	商工会が実施する特定創業支援等事業の認定を受けた事業者が、商品展示会等への出店に要する経費や、自社製品や商品のPR素材(HP、動画、パンフレットなど)の作成に要する経費、更には、法人設立手続きに要する諸費用(定款認証公証人手数料、法人登記登録免許税、司法書士への報酬)に対して助成を行うものです。 展示会等への出店については、補助率1/2、補助上限額20万円、PR素材の作成については、補助率10/10、補助上限額10万円、法人設立については、補助率10/10、補助上限額25万円です。
②販路開拓支援補助金または⑤創業支援補助金において、メニュー内の各項目(例えば法人設立費用と展示会出展費用)を別々の時期に申請することは可能か	交付要領1P「3補助対象事業」に記載のとおり、各メニュー(①～⑥)の申請回数は、1事業者あたり各1回限りとなるため、申請は同時期にされる必要があります。
なわて事業者チャレンジ支援補助金の事業期間(補助対象期間)は？	令和5(2023)年6月1日～令和7(2025)年5月31日までに補助金の支払いが完了するものが対象となります。

■対象者に関すること

質問	回答
なわて事業者チャレンジ支援補助金の対象者は？	四條畷市内に事業所(法人の場合は本店、個人の場合は納税地あるいは事業所のどちらか一方でも可)のある事業者となります。

<p>中小企業基本法第2条に定める中小企業者とは？</p>	<p>中小企業基本法における中小企業者・小規模企業者の定義のことを指します。詳しくは下記の表を参照してください。</p> <table border="1" data-bbox="746 248 1321 577"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> <th>小規模企業者</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者																					
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数																					
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下																					
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																					
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下																					
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下																					
<p>常時使用する従業員数とは？</p>	<p>労働基準法第20条に定める「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。正社員・パート・アルバイトなどは問いませんが、日雇い労働者は除きます。</p>																							
<p>「中小企業基本法第2条に定める中小企業者」の対象外は？</p>	<p>社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、共同組合(JA)等が対象外となります。</p>																							
<p>有限会社は対象となるのか？</p>	<p>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条第一項の規定により、会社法上の株式会社として存続しているため、対象となります。 その他、合名会社、合資会社、合同会社も対象です。</p>																							
<p>新規創業者向けの補助金交付を受けた者が、本事業期間中に既存事業者向けの補助金交付を受けることは可能か？</p>	<p>可能です。ただし、既存事業者向けの補助金の申請は、新規創業者の定義のとおり、履歴事項全部証明書または開業届に記載されている開業日の属する年度以降に行う必要があります。</p>																							
<p>他市町村に本店があって、支店や営業所、出張所等が四條畷の場合、その店舗は対象となるのか？</p>	<p>法人の場合、本店所在地が四條畷市である必要があります。 個人事業主については納税地または事業所のどちらかが当市であり、補助事業が四條畷市で行われる必要があります。</p>																							
<p>他市町村で既に何らかの事業を営んでいる事業者が、四條畷に新たに支店を出店する場合、既存事業者か、新規創業者かいずれで取り扱ったらよいか？</p>	<p>法人：本店所在地が四條畷市であり、市内に所在する本店や営業所で実施される補助事業が対象となります。 個人：納税地または事業所が四條畷市であり、市内で実施される補助事業が対象となります。</p>																							
<p>市内の既存事業者が四條畷市内に支店等を出店する場合、支店等に対する補助金の取扱いはどうなるか？</p>	<p>既に市内で事業を営んでいることから、新たに出店した店舗については、既存事業者が事業拡大のために行ったものとして扱います。 このことから、交付要領中の既存事業者向けの①～③の補助金のみ申請することができます。</p>																							
<p>個人事業主の店舗が四條畷市内で事業主の居住地が市外の場合は対象となるか？</p>	<p>事業所が市内の場合は、事業主の居住地に関わらず対象となります。 なお、四條畷市に事業所がある場合、事業主の居住地に関わらず市民税の均等割分を四條畷市に納める必要があることから、市税に滞納がない証明書については提出が必要です。</p>																							

法人の本店所在地が市外で店舗などの収益活動が市内の場合は対象となるか	個人事業主のケースとは異なり、本店所在地が市内の事業者様に限ります。そのため、本件は対象外となります。
申請時点で補助対象者の条件を満たしている事業者が、将来的に補助対象外となる法人(一般社団法人、NPO法人など)をめざしている場合はどう取り扱うのか？	申請時点で補助対象者の要件を満たしており、交付要領の目的に反するものでない限りは対象として取扱います。ただし、実績報告書の提出時点で対象外の法人となっていた場合は補助金の交付を受けることはできません。なお、この場合でも対象外の法人を新たに立ち上げる費用(④～⑥)は対象とはなりませんのでご注意ください。

■補助対象に関すること

質問	回答
住まいと店舗が一体型となっている場合、設備導入で設置したものをプライベートでも使用している場合でも補助対象となるか？	本補助事業の趣旨から言えば、自宅部分については補助の対象とならないと考えますが、自宅兼事業所(店舗等)の場合、明確に切り分けることは難しいと考えられますので、自宅と店舗の面積を按分して補助対象額を計算します。
設備投資の設置や支払いが単年度で対応できない場合も当該事業の補助対象になるか？	補助対象は、補助対象期間である令和5(2023)年6月1日～令和7(2025)年5月31日までに四條畷市商工会からの補助金の支払いが完了するものを対象としているため、年度をまたいだものであっても期間内であれば対象となります
①設備導入支援補助について「設備の導入」とあるが、既存設備の修繕や改修は対象となるのか？	当該補助は原則として固定資産税の申告が必要な設備の導入を補助対象としていることから、単純な既存設備の改修は、経営改善に繋がるものであっても、新たな資産価値の向上を伴うものではないことから対象とはなりません。ただし、設備の改修であっても、比較的大規模なもので、既に固定資産税を払っているものを全面的に改修し、新たに資産価値が向上するような場合は対象となります。
①設備導入支援補助について、新規設備の導入に伴う諸費用(輸送費や既存設備の処分費)は対象となるか？	設備導入に必要な経費として原則対象になりますが、当該設備の導入に伴うものであることを明らかにしてください。
①設備導入支援補助金について、ソフトウェアとはどのようなものが対象となるのか？	当該ソフトを導入することによって職場環境や経営改善に資するものであるとして、中小企業診断士等が事業計画として認定するものであれば広く対象となります。
①設備導入支援補助金について、ソフトウェアにおいて、サブスクリプションサービスのものは対象となるのか？	本制度は、意欲ある事業者の経営の維持・改善に向けた初期的な投資を支援することを趣旨のひとつとしていることから、サブスクリプションのような継続的に経費が発生するようなものは対象とはなりません。
①設備導入支援補助金について、PCサーバ、タブレット、プリンターなどの汎用性の高い機器は対象となるのか？	当該機器を導入することによって経営改善に資するものとして、中小企業診断士等が事業計画として認定すれば対象となります。ただし、備品については補助要領中の、3補助対象事業等－(2)補助対象経費－A①内の1または3または4を満たす必要があります。

①設備導入支援補助金について、自社ウェブサイトを設置する販売システム(ショッピングカート)は対象となるのか？	当該システムを導入することによって職場環境や経営改善に資するものであるとして、中小企業診断士等が事業計画として認定するものであれば広く対象となります。
特定の業界を対象とした電子的な広告サービスを利用するための費用は対象となるか？	事業者の経営の拡大に向けた初期的な投資とみなされる性質を持つものであれば、②販路開拓支援補助金または⑤創業支援補助金の対象となります。 なお、①設備導入支援補助金において、サブスクリプションサービスのソフトウェアを導入する費用が対象とならない事との違いに注意してください。
車両の購入は対象となるか	①設備導入支援補助金の対象となる設備は、交付要領に記載のある1～4に該当する設備となります。 車両については、それが事業の用に供するものであったとしても、固定資産税(償却資産)の申告が必要な備品とはならないため対象とはなりません。 (※大型の特殊車両など一部例外あり)

■補助率の引き上げに関すること(①設備導入支援補助金)

質問	回答
省エネルギー対策設備とはどのようなものか？	国の補助制度である「令和4年度補正予算 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金補助対象設備製品型番登録要領」に基づき登録された設備、又は登録基準を満たす設備を想定しています。
再生可能エネルギー対策設備とはどのようなものか？	自社で使用するエネルギーについて、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用した設備を想定しています。
先端設備導入計画に基づく設備の導入とはどのようなものか？	「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために「先端設備等導入計画」を策定し、同計画について四條畷市から認定を受けた後に新たに導入された設備です。
新しい生活様式対応設備とはどのようなものか？	いわゆる新しい生活様式に対応した設備で、換気、衛生管理、対人距離の確保の目的を持って導入する設備で、原則建物に備え付けられた移動が不可能な比較的大型の設備を想定しています。
働き方改革に関する取り組みの判断基準は？	タイムカードなど、具体的に取り組み内容を確認できる書類により判断します。詳しくは交付要領を参照してください。
①設備導入支援補助金において複数の設備を導入する場合、そのうちのいくつかのみが交付要領別表1に掲げる補助率引き上げの条件を満たしており、かつ申請主体が働き方改革における補助率引き上げの条件を満たしている場合の補助率の考え方は？	働き方改革における補助率引き上げの条件を満たしている場合は、複数の設備を導入した場合でも、全ての設備の導入費用に対して補助率が引き上げられます。 一方、別表1に掲げる補助率の引き上げは、導入された設備個々に対して適用されます。 以上のことから、質問のケースにおいては、個々の設備ごとに補助率が異なることとなります。

■その他

質問	回答
補助金の概算払(前払い)は可能か？	概算払はできません。
国や府の補助金との併用は可能か？	併用は可能ですが、他の補助金を利用された場合は、補助対象経費は、他の補助金を充当後の残額となります。
申請回数に上限はあるのか？	各補助金(①～⑥)の申請回数は、1事業者あたり1回限りです。
申請内容の確認方法は？	四條畷市商工会にて、中小企業診断士等の専門家を通じて内容の確認を行います。
事業計画策定を依頼する中小企業診断士等は、指定されているのか？ また、紹介してもらえるのか？	中小企業診断士等の指定はありません。 なお、四條畷市商工会にて紹介は可能です。